

特記仕様書

1 (適用範囲)

この特記仕様書は、「令和3年度 都市公園管理運営事業 境川遊水地公園 植物管理 [草地]業務 (委託-1)」を適切に実施するため、工事等業務共通仕様書(抜粋)とともに請負者(受託者)が遵守しなければならない事項を示すものである。

2 (目的)

本工事等業務は、管理計画に基づき、公園利用者の安全・快適な利用及び自然生態に配慮し、適期に適切な管理を行うことで、堤防法面を良好な状態に保つことを目的として行うものである。

3 (業務区域)

県立境川遊水地公園俣野遊水地、下飯田遊水地他(別紙委託箇所位置図のとおり)

4 (業務期間)

令和3年4月15日から令和3年12月15日までの間とする。

5 (業務内容)

1) 工種及び数量等は次のとおりとする。(回数、時期等は別紙数量計算表参照)

草地管理(1年間の面積等)

広場堤防除草	機械除草(肩掛け式)	1m幅区分を除く範囲	36,495	m ²
ビオトープ堤防除草	機械除草(肩掛け式)	1m幅区分を除く範囲	25,184	m ²
広場堤防除草	機械除草(肩掛け式)	法肩、園路・階段脇 1m幅	10,240	m ²
ビオトープ堤防除草	機械除草(肩掛け式)	法肩、園路・階段脇 1m幅	3,720	m ²
		計	75,639	m ²
ダンプトラック(2t積)運搬			106	回
一般廃棄物処分			89,254	kg

2) 広場堤防除草の内容は次のとおりとする。

- ・広場堤防法面は公園利用者が利用する園路や駐車場及び広場に近ことから、安全には十分配慮し、刈り草は極力、その日のうちに搬出し、刈り後はきれいに清掃すること。
- ・生物多様性の向上を図るため、一部刈り残す場所を設けるので刈り残し箇所を担当者(監督員)と事前に協議して指示に従い、杭やスプレーなどの目印を用意し、表示をして作業を行うこと。
- ・樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈りむらのないよう均一に刈り込むこと。なお、刈り高は担当者(監督員)と協議すること。

- ・樹木、株物、柵等の周辺も刈り残しのないようにし、また、これらに絡んでいるつる性の雑草もきれいに除去すること。
- 3) ビオトープ堤防除草の内容は次のとおりとする。
- ・自然創出ゾーンで公園利用者の出入りがないので、刈り草を一時集積し、まとめて処理すると共に、刈り後はきれいに清掃すること。
 - ・生物多様性の向上を図るため、一部刈り残す場所を設けるので刈り残し箇所を担当者（監督員）と事前に協議して指示に従い、杭やスプレーなどの目印を用意し、表示をして作業を行うこと。
 - ・柵等を損傷しないよう注意し、刈りむらのないよう均一に刈り込むこと。なお、刈り高は担当者（監督員）と協議すること。
 - ・柵等の周辺も刈り残しのないようにし、また、これらに絡んでいるつる性の雑草もきれいに除去すること。
- 4) 作業実施時期
- ・作業実施時期は草の生育状況を見ながら担当者（監督員）と調整する。
 - ・作業実施時期が重複する場合は複数班で作業するなど進捗管理に努め実施すること。
 - ・今田自然創出ゾーンの堤防除草は法肩園路脇除草と同時に行うことも可とする。その場合、事前に担当者（監督員）と協議すること。

6 (安全管理)

- 1) 作業にあたっては、作業員、公園利用者等の安全に十分配慮すること。
- 2) 万が一、事故等不測の事態が生じた場合には、速やかに発注者に報告すること。
- 3) 刈払機にて作業する者は、刈払機取扱者安全衛生教育を修了した者であること。
- 4) 作業者は、作業に支障のない服装で、ヘルメット、安全靴、すね当て、防護メガネ、耳栓、防振手袋、呼子等を着用すること。また必要に応じて安全帯を着用するなど、安全対策を講ずること。
- 5) 作業中は、安全確保のため監視員を一名配置すること。
- 6) 作業終了後は、発注者へその旨を報告し確認を受けること。
- 7) 刈払機については、ロータリー方式及びバリカン式とする。但し、これによらない場合は、十分な大きさの防護板等を使用し、飛び石等の飛散防止対策を行うこと。
- 8) 作業中は、作業していることが周囲にわかるよう、カラーコーンや看板等で周知するなど、利用者の安全確保を行うこと。
- 9) 園内に工事車両を入れる場合は、事前に管理事務所において園内通行証を受領し車両に貼ったうえで、来園者に注意しハザードランプを点灯したうえで徐行すること。
- 10) 受注者は、作業前の危険予知活動など定期的に業務の現場に即した安全に関する研修・訓練等を実施するものとする。
- 11) 受注者は、①作業員の服装・保護具、②作業員及び来園者等への安全配慮、③安全に関する

研修・訓練等、上記内容を踏まえた安全計画書を作成し、発注者の確認を受けるものとする。

- 12) 遊水地内の作業のため、境川流域の大雨・洪水注意報、警報の気象情報が発令された場合には作業は中止とするが、現場の状況を確認の上、必要に応じて担当者（監督員）と協議し、調整することとする。

7（発生材の処理）

- 1) 刈り草は緑のリサイクルを推進するため、指定の横浜市及び藤沢市内リサイクル施設に運搬し、処理すること。
- 2) 刈り草はリサイクル施設へ運搬する前に十分に乾燥させ、減量化に努めること。乾燥場所等は別途、担当者（監督員）と事前に協議すること。
- 3) 石や産業廃棄物等の発生材は、職員が指定した置き場に集積すること。
- 4) 作業後、空き缶等のゴミがある場合は回収し公園管理事務所に運ぶこと。処理は公園が行う。

8（提出物）

- 1) 出来形管理表や処分量集計表を作成し、提出すること。

9（その他）

- 1) 実施にあたっては監督員との協議・指示に従い、設計意図に反することのないようにすること。
また、疑義がある場合は必ず監督員と協議すること。
- 2) 公園利用者や当公園で活動する野鳥観察などの諸団体との良好な関係に配慮し、極力、平日に作業を行うなど計画的かつ安全な作業に心がけること